

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 山口 響史

論 文 題 目

受益・受害構文の歴史的研究

論文審査担当者

主査	名古屋大学准教授	宮地 朝子
委員	名古屋大学教授	釘貫 亨
委員	名古屋大学教授	齋藤 文俊
委員	名古屋大学准教授	志波 彩子

論文審査の結果の要旨

【本論文の概要】

現代日本語ではテモラウ・テクレル、(ラ)レル・テクル・ヤガル等が、受益・受害すなわち「受け手にとって事態から望ましい影響を受ける(受益)か、望ましくない影響を受ける(受害)かに関わる文」を構成する。このうち、受益のテモラウ文と、受害の(ラ)レル文は、「[利害の受け手]ガ[利害の与え手]ニ([対象物]ヲ)Vテモラウ/(ラ)レル」という格体制の共通した構造を持ち、生産的に受益・受害を表す対照的な構文と位置づけられている。本論文は、この関係が歴史的にどのように構築されてきたのか、その過程と変化の時期、要因の解明を目的とし、個々の語彙項目の歴史的展開を精緻に記述するとともに、相互関係を考察した文法史研究である。

本論文は、序章、第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部および終章で構成される。序章で問題の所在を確認し、テモラウ文の成立が中世以降であること、古代語の(ラ)ル受身文では事態に参与しない受け手が主語にならないこと、使役の非意図的用法との重なりがあることを踏まえ、本論の問題設定を日本語ヴォイス史上の一大課題と位置づける。

第Ⅰ部「モラウ系補助動詞の成立と展開」では、受益構文をなすテモラウが、中世末期に成立し近世後期に至って利害性を表す文法形式として確立したこと(第1章)、近世後期江戸語のテモラウに存した受益に偏る制約が現代共通語へ引き継がれたことを示す(第2章)とともに、現代語においてテモラウの敬語形となっているテイタダクの成立から発達までを観察し、受益構文への参画の過程を把握する(第3章)。

第Ⅱ部「受身文の歴史的展開」では、(ラ)レル受身文の受害構文への発達を論じる。まず、古代語の(ラ)ル受身文では、自動詞受身や持ち主の受身といったいわゆる間接受身文が許容される一方、事態に関与しない主語を受け手とする「非当事者の受身」が見られないこと、その発達は近世後期江戸語であることを確認する(第4章)。近世前期までの受身文の示す受害解釈は、動詞の意味や文脈からもたらされる「当事者の受害」であり、近世後期以降、(ラ)レルの受身用法が「非当事者の受身」に拡大したことによってはじめて、事態に対する受け手の利害性の認識に基づいて受害を表す構文が確立したとする。また、受益解釈を示す受身文の用例は中古以来ごくわずかであること、語彙的に受益を基盤的意味とするテモラウが利害性の表現として先駆けて確立したこと、(ラ)レルの用法拡大がテモラウのそれに並行的であること、テモラウ相当の要素を持たない方言に(ラ)レル受害用法が存在しないこと等に着目し、(ラ)レルの受害用法はテモラウ文への類推によって果たされたとする(第5章、第6章)。

第Ⅲ部では、(ラ)レルとともにヴォイスに関わる使役(サ)スが古代から中世にかけて特徴的に示した「非意図的用法」が、受益・受害構文に近い特性を持ちながら近世以降衰退した事実について、テモラウ受益文の成立発達、(ラ)レル受害用法の確立の時期との符合を指摘して、本論の説明を支持する現象面と位置づける(第7章)。

終章で、議論をまとめ、ヴォイス史としての発展性と残された課題を述べる。

論文審査の結果の要旨

【本論文の評価】

本論文は、授受補助動詞テモラウによる受益構文と、文法的ヴォイス形態（ラ）レルによる受害構文という、現代日本語において対をなしながら、一見、非対称な構文の相互関係の成り立ちに整合的な説明を与えようとする構文構造史研究である。両者の構造的な共通性と意味的な対照性は、利害性に関する対照的な構文と位置づける現代語文法論の立場を十分に支えるが、歴史の実証はこれまでなされてこなかった。一方で、受身・使役というヴォイスの一翼を担う（ラ）レルが、なぜ利害性という文法的意味の構文に参画するのか、テモラウ・テクレル等の授受補助動詞構文と、どのように関係を構築してきたのかといった点は、文法史的に解明を要する課題といえる。

論者はこの課題に対し、文献資料の博搜と用例採集に基づいて、文体差・東西差（江戸語・上方語）を峻別し、その偏差にも矛盾しない形で、一定の蓋然性と整合性を備えた仮説を提案した。まずこの点が成果として評価できる。動詞の意味機能の変化を、前接語や構文環境、格、主語、対象物等の精緻な観察によって具体的に描く手法は堅実で信頼が置ける。高度に理論的な文法史上の体系的課題を、個々の語彙項目に生じた変化の積み重ねとして解明しようとする姿勢は、巨視による結論ありきの論述を的確に避け、偶然性と体系性のバランスを欠くことなく説得的な理路を構築している。

受益・受害構文の確立において、受け手に視点を固定する形態（モラウ・イタダク／（ラ）レル）が、非当事者（事態へ参与しない主体）を受け手とする用法を発達させてきたという論者の主張は、ヴォイス史にとって大きく示唆的であり、日本語の歴史的展開における、視点と文法の関わりの重要性にも目を向けさせる。具体的にいえば、論者は、（ラ）レル受身文の歴史を、従来 of 直接受身・間接受身という対立ではなく、事態参与者（当事者）か、非当事者かという対立で捉え直し、これにより近世後期を受身文の構造的な変化の画期として描き出した。また、利害性のテモラウ文の確立において、受け手＝話し手視点の確立を重視し、同じ視点制約と格体制を持つ（ラ）レル受身文が、構文レベルでこれに類推して非当事者の受害用法を獲得したとする。

本論文の見方は合理的で評価に値するが、それだけに、論述上の工夫や多角的な論証・検証が課題ともいえる。構文間の類推関係については、型式や条件の明示に改善の余地がある。近代期の記述は近世と現代の様相を矛盾なく繋ぐ上で不可欠であるし、内容語（動詞）の機能語化が既存の機能語（助動詞）の体系に作用する事例の類例や蓋然性、非当事者・利害性という視点の要請の動機、また、使役構文やテクレル文を含む他の授受動詞構文の受益・受害構文への関わり等も検討されるべきである。

一方でこれらの点は、論者自身も課題として十分に自覚するところであり、仮説の検証は、日本語文法史研究者の共有する課題ともいえる。発展性の高い課題の提起を果たした点は、本論文の評価を高めても価値を損なうものではない。以上より審査委員一同は一致して、本論文が学位（文学）の学位に相応しい成果であると判定した。